山辺町優良田園住宅の建設の 促進に関する基本方針

平成 27 年 4 月

山辺町

#### 1. 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

#### (1)基本理念

本町は、「きらりと輝き続ける、協働の町づくり」を基本理念とし、さらなる地域コミニュニティ活動を通した地域自治の充実拡大を進めていく中で、夢と意欲と熱意にあふれ、町民一人ひとりが支えあい、心かよう活力ある地域社会の建設を将来の町づくりの展望として位置付けている。その一環として、新たな定住者を迎え入れ、居住世代の多様化を図ることで、地域コミュニティの結びつきの強化を促進し、自立・持続する生活圏の構築を目指している。

このような中で、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い、自然豊かな環境の中で営まれるゆとりのある生活を希望する気運が徐々に高まっており、こうしたニーズと田園地域への定住を結び付けることによって、地域コミュニティの活性化と形成が期待されている。

このように、田園地域におけるゆとりある生活環境を保護しながら、自然環境を活かした住宅の提供を実現する事業手法として、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めるものとする。

#### (2) 想定される居住者像

住居者は定住者を基本とし、原則として、以下の希望理由に沿うものとする。

項目	入居希望理由
• 自然遊住型	自然豊かな環境の中で、落ち着いた生活を希望する入居者
・UJIターン層	都市から自然環境に恵まれた地域への移住を求める入居者
・定年ライフ型	
・田園通勤型	閑静な田園地域から都市の職場に通勤する入居者

#### (3) 他計画との整合

優良田園住宅を建設するに当たっては、第4次山辺町総合計画、山辺町国土利用計画、山辺町土地利用マスタープラン、山辺町農業振興地域整備計画、山辺町都市計画マスタープラン、市街化調整区域の整備又は保全の方針等の各種計画と整合を図り、良好な地域コミュニティの形成に努めるものとする。

## 2 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地 の区域に関する事項

優良田園住宅建設を促進する区域は、市街化調整区域内で良好な居住環境の形成が見込まれる次の立地条件を全て満たすものとする。

- (1) 良好な田園住宅を建設するにふさわしい集落環境を有する区域
- (2)農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画との調整が可能な区域
- (3)公共施設及び公益施設等の整備状況から、良好な居住環境が形成されると 見込まれる区域
- (4) 既存集落内及び既存集落に隣接又は近接する区域
- (5)優良田園住宅の建設区域と接する道路が環境の保全、災害の防止及び通行 の安全上支障がないと認められる幅員であること。
- (6) 森林法の規定による保安林の指定がない区域
- (7) 土砂崩れ等による災害が発生する恐れのない区域

なお、優良田園住宅の建設計画認定にあたっては、地域の動向等を踏まえ、良好な町づくりに資するよう、地域の社会資本の整備状況、整備予定及び開発計画等を総合的に勘案し、町が判断する。

# 3 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

#### (1)基本的要件

優良田園住宅の建設にあたっては、田園居住にふさわしいゆとりある居住環境 を確保するため、次の要件に基づくものとする。

### 【優良田園住宅建設の基本的要件】

項目	要件
1. 建築物の用途	自己用一戸建て専用住宅(付属建築物を含む。)
2. 敷地面積の最低限度	300㎡ (約91坪)
3. 建ペい率の最高限度	3/10 (建築面積の敷地面積に対する割合)
4. 容積率の最高限度	5/10 (延面積の敷地面積に対する割合)
5. 階数の最高限度	3階以下(地階を含む。)高さ12m以内
6. 建築物の壁面後退	道路境界及び隣地境界から2.2m以上とする。
	ただし、軒高2.3m以下の車庫(カーポートを含
	む)、物置その他これらに類するもの等は、道路境界
	及び隣地境界から1m以上とする。
7. 建築物の構造、形態	主要構造は木質系を基本とする。また、建築物の
及び色彩	屋根・壁面等の色彩や装飾は、周囲と調和のとれた
	色とし、既存の風景を保全するための秩序ある意匠
	に努めるものとする。
8. 垣柵の構造	できるだけ生垣とし、フェンス及び鉄柵等を設置
	する場合は、透視可能なものとしなければならない。
	また、生垣の高さは敷地の地盤面の高さから1.5
	m程度、フェンス・鉄柵等の高さは敷地の地盤面の
	高さから1.5m以下でなければならない。
9. 敷地盛土の制限	建築物等の地盤面の高さは、敷地と接する前面道
	路の最低の高さから50cm以内としなければなら
	ない。ただし前面道路の傾斜角が大きい等特別な事
	情がある場合は、前面道路の最高の高さから15c
	m以下とする。

### (2) 地域特性への配慮

優良田園住宅の建設にあたっては、それぞれの地域特性を発揮するために、次 のような事項に配慮するものとする。

## 【優良田園住宅建設において配慮すべき事項】

		[
項目	配慮すべき事項	例示
1. 魅力ある田園	田園環境と調和した	・地域の景観に合った建築工法
居住空間の創造	ゆとりある住宅建設の	・天然資材の活用
	推進	・敷地内の緑化
2. 良好なコミュ	地域コミュニティを	・地域行事への参画
ニティの形成	基本とした協働の町づ	・既存公共施設の共同利用
	くりの推進を図る。	(公園・公民館など)
3. 自然との共生、	(1)自然環境の保全、居	(1)既存水路、堰、樹林等の保全、
農林業との調	住空間との共生	敷地舗装の抑制
和、地域資源へ	(2)緑化の推進	(透水性舗装を除く)
の配慮	(3)周辺農林地への悪	(2)地域にあった花木の植栽
	影響の防止	(3)生活排水の適正な処理
	(4)地域資源の循環、有	(4)家庭生ごみの堆肥化、雨水の活
	効活用	用、太陽光発電の家庭電気等への
		活用、県産材の活用
4. 高齢化社会へ	・高齢者の快適・安心	・住宅のバリアフリー化
の対応	な住宅づくり。	・公園、休憩施設の有効利用

## 4 自然環境の保全との調和、農林業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

優良田園住宅の建設にあたっては、周辺地域の自然環境や農林業に及ぼす悪影響を最小限にとどめるために、次のような事項に配慮するものとする。

### 【周辺との調整において配慮すべき事項】

項目	配慮すべき事項
1. 周辺の自然環境への配慮	区域内の生活排水や雨水排水について適切な
	措置を行うものとし、生活排水については公共
	下水道等とする。
	地域の動植物等の生態系に配慮する。
2. 周辺の農林業への配慮	農林業等の土地利用、水利等に関する事前調
	査により、関係する地権者・地元団体・農業関
	係団体・行政と協議や調整を行い、地域の営農
	環境、優良農地、農業用排水路等の保全を図る
	こと。
3. その他配慮すべき事項	地下水利用による地盤沈下及び騒音・悪臭等
	生活環境に配慮する。

## 5 優良田園住宅建設の促進に関するその他の事項

#### (1) 事業推進に配慮すべき事項

優良田園住宅の建設にあたっては、その円滑な事業促進のために、次のような 事項に配慮するものとする。

### 【円滑な事業促進のために配慮すべき事項】

項目	配慮すべき事項
1. 需要者負担の軽減措置	住宅建設に関する公的支援制度の活用
	<ul><li>・山辺町生け垣設置奨励補助制度</li></ul>
	<ul><li>山辺町住宅建設等支援制度</li></ul>
	• 県産木材利用補助金制度
	• 独立行政法人住宅金融支援機構
	・その他町が窓口となる各種補助制度 など
2. 団地等の建設	ある程度複数の住宅を分譲し団地化する場合
	は、地区計画を定めるものとする。
3. 事業期間	建設の確実性を担保するため、優良田園住宅建
	設計画の認定後1年以内に事業に着手すること。
4. 地区への周知	建設に当たっては、地区自治会等への周知に努
	めること。

#### (2) 基本方針の見直しについて

この基本方針は、都市計画、農振計画等に変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとする。